

令和2年 第4回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年4月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第4回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について

1 出席委員 (21名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 三浦 正勝 委員、 | 2番 大黒 昭夫 委員、 |
| 3番 阿部 一信 委員、 | 4番 吉田 優俊 委員、 |
| 5番 岩淵 敬一 委員、 | 6番 佐竹 きみ子 委員、 |
| 8番 大場 裕之 委員、 | 9番 曾根 金雄 委員、 |
| 10番 千葉 優子 委員、 | 11番 鈴木 春江 委員、 |
| 12番 尾形 陽一郎 委員、 | 13番 及川 正一 委員、 |
| 14番 多田 仁一 委員、 | 15番 佐々木 吉司 委員、 |
| 17番 岩渕 弘 委員、 | 18番 佐々木 弘 委員、 |
| 19番 佐藤 勝 委員、 | 20番 狩野 和義 委員、 |
| 21番 秋山 憲義 委員、 | 22番 米山 嘉彦 委員、 |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員 (3名)

- | |
|-------------------|
| 7番 狩野 善典 委員、 |
| 16番 菅原 英俊 委員、 |
| 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者 |

3 議事に参与した者

| | | | |
|-----------|--|-----|-----|
| 事務局長 | | 二階堂 | 賢 |
| 事務局長補佐 | | 小 山 | 雅 規 |
| 農地農政係 主 査 | | 高 橋 | 潤 |
| 農地農政係 主 査 | | 白 鳥 | 峻 |
| 農地農政係 主 事 | | 千 葉 | 和 哉 |
| 農地農政係 主 事 | | 菅 原 | 佑 太 |

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。
只今から、令和2年 第4回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、21名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。
議席番号7番 狩野 善典 委員、議席番号16番 菅原 英俊 委員、
議席番号23番 黒澤 光啓 委員から、所要のため欠席する旨の通告があります。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、議席番号 3番 阿部 一信 委員、
議席番号 5番 岩淵 敬一 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和2年3月31日から令和2年4月27日までに実施した事務事業等の報告並びに、令和2年4月28日から令和2年5月28日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

はじめに、第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田1筆 3, 944㎡を、排水不良のため盛土により耕作条件の改善を行い、完了後は転作田として耕作する旨の1案件を説明。

議長

次に、去る4月22日、議席番号19番 佐藤 勝 委員、農地利用最適化推進委員の熊谷 ゆり 委員及び 上山 喜志雄 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号19番 佐藤 勝 委員から報告願います。

19番 佐藤 勝 委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る4月22日に4名にて書類審査の後、現地を確認してまいりました。

事務局からの報告のとおりであり、現地は、既に、盛土がはじまっており転作田として活用予定で、盛土をしなければ何も作付けできない状況でありました。耕作条件の改善ということで特に問題がないものと確認してまいりましたので、報告いたします。

議長

次に、第3区の番号2番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号2番は、栗駒地区の田1筆 1, 929㎡を、排水不良を改善するための盛土で、窪地につき高さ最大で9.6m・7,400㎡盛土し、完了後は果樹栽培を行う旨の1案件を説明。

議長

次に、去る4月22日、議席番号4番 吉田 優俊 委員、農地利用最適化推進委員の伊藤 重行 委員及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 みき 推進委員から報告願います。

佐藤 みき 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る4月22日に4名にて現地確認を行いました。詳細については事務局から説明があったとおりで、申請地の田は、高低差が9.6mと谷底にあるようなところであり、原野を削り盛土により隣接の原野との高低差をなくし、完了後は、あんずを栽培する予定であり、問題はないものと確認してきましたので、ご報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から6番までの6案件、第2区の番号7番から11番までの5案件、併せて11案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑1筆 725㎡、
番号2番は、一迫地区の田1筆 550㎡、
番号3番は、一迫地区の田1筆 387㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の3案件、
番号4番は、一迫地区の田1筆 555㎡、新たな賃貸借権設定のためによる農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、
番号5番は、一迫地区の田13筆 14,658㎡

番号6番は、一迫地区の田7筆 9, 718㎡、いずれも、双方合意による基盤法の賃貸借権解約の2案件、

第2区の番号7番は、若柳地区の田9筆 2, 240㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

番号8番は、若柳地区の田8筆 4, 726㎡、贈与のためによる農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

番号9番は、金成地区の田1筆 498㎡、

番号10番は、志波姫地区の畑1筆 1, 824㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の2案件、

番号11番は、志波姫地区の田3筆 4, 282㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権解約の1案件、

以上、11案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についての、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、金成地区の田7筆 6, 150㎡、新たな賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知についての、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

第1区の番号12番の1案件を審議いたします。

議席番号1番 三浦 正勝委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩いたします。(午後 1時47分) (1番 三浦 正勝 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後 1時48分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号12番は、一迫地区の田1筆 555㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件を説明。

議長

次に、去る4月21日、議席番号13番 及川 正一 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 耕太郎 委員及び大澤 洋介 委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、大澤 洋介 推進委員から報告願います。

大澤 洋介 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、去る4月21日に4名にて現地確認を行いました。

12番の1案件については、許可にあたっては、何ら問題はないものと確認してまいりましたので、審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号12番の1案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号12番の1案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号1番 三浦 正勝 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 1時50分)

議長

会議を再開します。(午後 1時51分)

議長

次に、第1区の番号1番から11番までの11案件、番号13番から16番までの4案件、併せて15案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田9筆 10,939㎡、

番号2番は、築館地区の畑1筆 438㎡、

番号3番は、高清水地区の田1筆 2,523㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の3案件、

番号4番は、高清水地区の田1筆 44㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号5番は、一迫地区の田4筆 11,562㎡、及び畑3筆 1,379㎡、合計12,941㎡、親からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号6番は、一迫地区の田5筆 5,986㎡、

番号7番は、一迫地区の田4筆 11,177㎡、

番号8番は、一迫地区の田7筆 9,689㎡、

番号9番は、一迫地区の田7筆 5,497㎡、

番号10番は、一迫地区の田2筆 8,425㎡、

番号11番は、一迫地区の田3筆 13,057㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の6案件、

番号13番は、一迫地区の田1筆 5,241㎡の内5,221.21㎡、営農型太陽光発電施設関連で経営規模拡大のためによる地上権設定の1案件、

番号14番は、一迫地区の田1筆 5, 241 m²、営農型太陽光発電施設を設置するためによる区分地上権設定の1案件、

上記2案件の事業内容については、議案第3号の際に説明する。

番号15番は、瀬峰地区の田2筆 14, 629 m²、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号16番は、瀬峰地区の田11筆 11, 388 m²及び畑6筆 7, 392 m²、合計18, 780 m²、親からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

以上、15案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いします。

それでは、大澤 洋介 推進委員から報告願います。

大澤 洋介 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、去る4月21日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

この3条でございますけれども、事務局から説明があったとおりであり、所有権移転の売買・贈与、そして賃貸借の設定、農業経営の継承による贈与等となっており、特に問題はないものと判断して参りました。なお、13番・14番については、5条申請と関連がありますので、

以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号17番から27番までの11案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号17番は、若柳地区の田1筆 922 m²、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号18番は、若柳地区の田5筆 4, 196 m²、相手方の要望による賃貸借権設定の

1 案件、

番号 19 番は、金成地区の田 18 筆 27, 858 m² 及び畑 6 筆 3, 675 m²、合計 31, 533 m²、親からの経営継承による所有権移転贈与の 1 案件、

番号 20 番は、金成地区の田 1 筆 199 m²、相手方の要望による所有権移転贈与の 1 案件、

番号 21 番は、金成地区の田 5 筆 3, 051 m² 及び畑 2 筆 6, 291 m²、合計 9, 342 m²

番号 22 番は、金成地区の田 8 筆 5, 895 m²、いずれも、親からの経営継承による所有権移転贈与の 2 案件、

番号 23 番は、金成地区の田 23 筆 27, 681 m² 及び畑 4 筆 3, 302 m²、合計 30, 983 m²、祖母からの経営継承による所有権移転贈与の 1 案件、

番号 24 番は、金成地区の田 1 筆 656 m²、

番号 25 番は、金成地区の田 1 筆 158.5 m²、いずれも、経営の合理化による所有権移転贈与の 2 案件、

番号 26 番は、志波姫地区の田 2 筆 1, 844 m²、

番号 27 番は、志波姫地区の田 1 筆 1, 071 m²、いずれも、経営規模拡大による所有権移転売買の 2 案件、

以上、11 案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号 19 番 佐藤 勝 委員から報告願います。

19 番 佐藤 勝 委員

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について、去る 4 月 22 日に 4 名にて書類審査を行いました。

ただ今の事務局からの説明のとおりであり、番号 17・26・27 は、労力不足のための所有権移転売買、番号 18 は、労力不足のための賃貸借権設定、番号 19・20・21・22・23・24・25 は、農業後継者等への所有権移転贈与でございます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号28番から36番までの9案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号28番は、栗駒地区の田8筆 4, 148㎡及び畑1筆 1, 719㎡、
合計 5, 867㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号29番は、栗駒地区の畑1筆 144㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件、

番号30番は、栗駒地区の田2筆 2, 199㎡、

番号31番は、栗駒地区の田1筆 1, 724㎡、

番号32番は、栗駒地区の田1筆 289㎡、耕作利便のためによる所有権移転贈与の3案件、

番号33番は、栗駒地区の田2筆 880㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号34番は、栗駒地区の田1筆 855㎡、耕作利便のためによる所有権移転贈与の1案件、

番号33番、番号34番については、市外者取得案件につき詳細説明、

番号35番は、栗駒地区の田7筆 9, 214㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号36番は、栗駒地区の田2筆 544㎡、相手方の要望による使用貸借権設定の1案件、

以上、9案件の説明と全てが許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

伊藤 重行 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について、去る4月22日に4名にて、28番から36番までの全9筆については書類審査を行い、33番、34番については現地を確認してまいりました。詳細については、ただ今事務局から説明があったとおりで、許可するには何ら問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から11番までの11案件、番号13番から36番までの24案件、併せて35案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から11番までの11案件、番号13番から36番までの24案件、併せて35案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。第2区の番号1番の1案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の畑1筆 86㎡を住宅用地として転用し、議案第3号、5条許可申請の番号2番の親から土地を譲り受ける予定の土地と併せ、一般住宅1棟を建築造成するものであり、農地区分は、住宅の一团にあり、第1種農地、第3種農地に該当しないことから、生産性の低い第2種農地である旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、上山 喜志雄 推進委員から報告願います。

上山 喜志雄 委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る4月22日に現地確認を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、4条では自分の畑を転用し、5条では父親から譲り受け住宅を建てるもので、雨水は側溝、汚水は合併浄化槽を設置するというので、何ら問題はないものと確認してまいりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号2番は、栗駒地区の田1筆 95㎡及び畑1筆 293㎡、合計 388㎡を業務用地として転用し、申請者が経営する会社の業務用車両及び自家用車両計6台の駐車スペースを造成するものであります。

農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地に接続することから第1種農地に該当するが、既存敷地面積の2分の1以内の拡張であるので、不許可の例外規定で取り扱う。

なお、申請地の一部農地に碎石が山積みされている状況があり、申請者に確認し、始末書の提出が必要であると指導しており、改めて始末書が提出される予定である旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号4番 吉田 優俊 委員から報告願います。

4番 吉田 優俊 委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る4月22日、鶯沢総合支所の会議室におきまして、4名にて書類審査を行いながら現地を確認してまいりました。現地については、ただ今事務局から詳細に説明されておりますが、一部碎石が置かれ

ていたことで関係するところと協議しながら始末書の提出について準備していただくという指導をしております。その他については、駐車場の造成で自己の所有する土地を造成するという点で特に問題はないことを確認してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番から2番までの2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番から2番までの2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田1筆 5, 241㎡のうち、19.79㎡を地上権設定により借り受け、支柱部分を業務用地として一時転用し、営農型太陽光発電施設を設置して売電収入を得ることに加え、パネルの下部でブルーベリーを作付けする。

また、支柱を除いた農地で営農を行うため、農地法第3条の規定による地上権設定の申請が、農地の空中部分を利用して、営農型太陽光発電施設を設置しますので、空中部分に対して、農地法第3条の規定による区分地上権設定の申請がされております。

農地区分は、農用地区域に該当しているが、営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用であるので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号13番 及川 正一 委員から報告願います。

13番 及川 正一 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る4月21日に4名にて書類審査及び現地確認調査を行ってまいりました。

詳細については事務局から説明があったとおりでございますけれども、現地を見ますと南側を向いている斜面農地で荒廃しているところを一時転用して営農型太陽光施設を設置し売電収入を得るもので、また、太陽光パネルの下部でブルーベリーの作付けを行うものであります。営農型太陽光発電であり実績報告が必要であることから特に注意してみてくださいことが大切だと思います。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番 三浦 正勝 委員

3条の案件も含めてですが、昨年株式会社を立ち上げたところが3条で地上権設定するということですが、バタバタと実績が出来る前に、この会社の名前でその耕作を担うという形で事業申請が出されてきているが、今朝も確認してきましたが、一本杉地区のもの、それから今回の北沢山居の近くの西側に、もう1箇所営農型太陽光パネルを設置、すでに工事が終わって電力の線をつないでいる。

太陽光発電による売電収入は始まっているが、ブルーベリーがまったく植えられていない。このサンファームミヤギという会社の営農実績がどのようになっているのか疑問がわきます。

そこで質問ですが、サンファームミヤギが農地法第6条第1項の規定に基づく報告がどうなっているのか、お尋ねいたします。

議長

事務局説明。

事務局

サンファームミヤギの営農の報告については、転用の申請が出された段階で、以前に許可された件の営農状況について確認しております。当初計画されていた内容では、4月の下旬から5月にかけて作付けを行うという年間の工程表が提出されておりましたので、その進捗について確認しましたが、今現在作業が遅れているということで5月中の作付けを予定しているというところでございます。こちらについては担当している行政書士に連絡を取りまして、進捗について確認したものでございます。報告につきましては、作付けするものが果樹であることと、報告期限の後に作付けするという計画でしたので、まだ作付けしていないという状況で報告が出されておりました、県にもその旨進達しているところでございます。

議長

よろしいですか。1番 三浦 正勝 委員。

1番 三浦 正勝 委員

引き続きですけれども、3条許可を得てブルーベリーを作付けすることになっているんですけれども、この営農型太陽光発電、3年間経過して本当にブルーベリー生産の実績が期待できるのか疑問である。数量上がりませんでした、まだ生育中ですという結果が見え見えですけれども、あまりにもバタバタとあちらこちらに数多く設置されるということで、早く生産の実績、営農型であるという実績を示していただけるように努力してもらう必要があるのではないかと考えております。私も地元で営農型太陽光パネルが設置されましたので、これからも現地を巡回しながら何か問題ありましたら、関係する方たちへ指導したいと考えております。そういう意味で営農の実績が疑問視される状況であるということだけを皆さんにお知らせしたいと思っております、以上です。

議長

事務局説明。

事務局

その点については事務所内でも問題視しておりまして、作付け期限をきちんと指導しながら確認していくこととしておりますので、ご理解願います。

議長

よろしいですか。1番 三浦 正勝 委員。

1番 三浦 正勝 委員

はい。

議長

その他ありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番から5番の4案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、若柳地区の畑1筆 107㎡を所有権移転贈与により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅を建築するものであり、農地区分は、周囲が宅地等に囲まれており、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号3番は、志波姫地区の田1筆 1, 260㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、申請者が経営している会社の資材置場及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、国道4号バイパスに面し、宅地、山林に囲まれており、生産性の低い第2種農地に該当する旨の1案件、

番号4番は、志波姫地区の田1筆 292㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、2種類以上の埋設管が整備されていることから第3種農地に該当する旨の1案件、

番号5番は、志波姫地区の田1筆 278㎡は、番号4番の農地と隣接しており、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、2種類以上の埋設管が整備されていることから第3種農地に該当する旨の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、番号2番の1案件については、第4条の許可と関連があることから、上山喜志雄 推進委員から、番号3番から5番の3案件については、熊谷 ゆり 推進委員から報告願います。

上山 喜志雄 推進委員

議案第3号、農地法第5条申請について、去る4月22日に4名にて机上調査の後、現地確認してまいりました。

81歳の父親から息子が譲り受け一般個人住宅を建築するという案件であり、特に問題はないものと判断してきましたので、よろしくご審議願います。

熊谷 ゆり 推進委員

議案第3号、農地法第5条申請について、去る4月22日4名にて現地調査を行ってまいりました。

番号3番につきましては、国道4号バイパスに接する場所であり、周りは住宅、山林に囲まれた場所であり、申請者の会社の裏手にあたります。

用水路もなく現在は休耕田となっております。よって、今回の申請に当たっては、問題なしと判断いたしました。

番号4番、5番につきましては、参考資料を見てもお分かりのように隣り合っている場所で、宅地造成されているような場所でもあり、近隣にも住宅化が進んでいることから、今回の申請に当たっては特に問題なしと判断いたしましたので報告いたします。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号6番は、花山地区の畑1筆 747㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用して、隣接する山林との一体利用により太陽光発電施設を設置し、売電収入を得るものであり、農地区分は、山林、宅地等農地以外の地目により分断された一団の農地の面積が10ha未満の第2種農地に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号4番 吉田 優俊 委員から報告願います。

4番 吉田 優俊 委員

議案第3号、農地法第5条申請について、去る4月22日に4名にて書類審査の後、現地の確認をしてまいりました。

内容については事務局が説明したとおりであり、山林が隣接しておりますが、一体利用ということでございますし、北側には転作田がありますが、道路を挟んでいるため、農地については特に影響はないものと確認してきましたので報告いたします。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

会議の途中ですが、会議開始から1時間が経過しましたので、ここで、午後2時50分まで、休憩といたします。

(休憩：午後 2時35分から2時50分まで)

議長

それでは、休憩をとり、会議を再開します。(午後 2時50分)

日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第2区の番号53番から55番までの3案件を審議いたします。

議席番号14番 多田 仁一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩いたします。(午後 2時50分) (14番 多田 仁一 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時51分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号53番は、金成地区の田2筆 4, 386㎡、
番号54番は、金成地区の田2筆 2, 711㎡、
番号55番は、金成地区の田2筆 3, 700㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号53番から55番の3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号53番から55番の3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号14番 多田 仁一 委員の入場を許可いたします。

議長

暫時休憩いたします。(午後 2時52分)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時53分)

次に、第2区の番号67番の1案件を審議いたします。

議席番号18番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩いたします。(午後 2時53分) (18番 佐々木 弘 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時53分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号67番は、志波姫地区の田2筆 1, 710㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号67番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号67番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号18番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

議長

暫時休憩いたします。(午後 2時55分)

議長

会議を再開いたします。(午後 2時55分)

議長

次に、第1区の番号1番から44番までの44案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 244㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田6筆 13,063㎡及び畑2筆 720㎡、合計13,783㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号3番は、高清水地区の田1筆 14,346㎡、

番号4番は、高清水地区の田10筆 21,947㎡、

番号5番は、高清水地区の田6筆 11,471㎡、

番号6番は、高清水地区の田2筆 2,650㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件

番号7番は、一迫地区の田1筆 2,012㎡、

番号8番は、一迫地区の田12筆 14,305㎡、

番号9番は、一迫地区の田1筆 2,373㎡、

番号10番は、一迫地区の田5筆 13,849㎡、

番号11番は、一迫地区の田7筆 10,300㎡、

番号12番は、一迫地区の田3筆 1,588㎡、

番号13番は、一迫地区の田5筆 3,645㎡、

番号14番は、一迫地区の田6筆 6,140㎡、

番号15番は、一迫地区の田1筆 3,170㎡、

番号16番は、一迫地区の田1筆 2,257㎡、

番号17番は、一迫地区の田7筆 7,404㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の11案件、

番号18番は、一迫地区の田3筆 8,086㎡、

番号19番は、一迫地区の田8筆 8,024㎡、

番号20番は、一迫地区の田11筆 15, 174 m²、
番号21番は、一迫地区の田24筆 19, 583 m²、
番号22番は、一迫地区の田6筆 16, 949 m²、
番号23番は、一迫地区の田1筆 1, 461 m²、
番号24番は、一迫地区の田6筆 13, 178 m²、
番号25番は、一迫地区の田12筆 14, 449 m²、
番号26番は、一迫地区の田1筆 4, 367 m²、
番号27番は、一迫地区の田12筆 13, 329 m²、
番号28番は、一迫地区の田4筆 20, 444 m²、
番号29番は、一迫地区の田1筆 2, 065 m²、
番号30番は、一迫地区の田2筆 3, 951 m²、
番号31番は、一迫地区の田2筆 3, 848 m²、
番号32番は、一迫地区の田4筆 16, 766 m²、
番号33番は、一迫地区の田2筆 1, 236 m²、
番号34番は、一迫地区の田2筆 3, 118 m²、
番号35番は、一迫地区の田11筆 11, 362 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定
である旨の18案件、
番号36番は、一迫地区の田9筆 25, 499 m²、
番号37番は、一迫地区の田5筆 11, 012 m²、農地中間管理事業による新規の賃
貸借権設定である旨の2案件、
番号38番は、一迫地区の田3筆 3, 614 m²、農地中間管理事業による新規の使用
貸借権設定である旨の1案件、
番号39番は、瀬峰地区の田1筆 905 m²、所有権移転売買である旨の1案件、
番号40番は、瀬峰地区の田4筆 2, 359 m²、
番号41番は、瀬峰地区の田4筆 5, 502 m²、
番号42番は、瀬峰地区の田1筆 3, 826 m²、
番号43番は、瀬峰地区の田8筆 8, 061 m²、
番号44番は、瀬峰地区の田1筆 13, 238 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定で
ある旨の5案件、
以上、44案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号45番から52番までの8案件、番号56番から66番までの11案件、番号68番から76番までの9案件、併せて28案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号45番は、若柳地区の田18筆 14, 285 m²、及び畑1筆 290 m²、合計 14, 575 m²、

番号46番は、若柳地区の田10筆 8, 947 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号47番は、若柳地区の田2筆 3, 453 m²、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号48番は、金成地区の田27筆 43, 524 m²、

番号49番は、金成地区の田1筆 2, 763 m²、

番号50番は、金成地区の田7筆 6, 150 m²、

番号51番は、金成地区の田1筆 338 m²、

番号52番は、金成地区の田7筆 6, 776 m²、

番号56番は、金成地区の田2筆 4, 380 m²、

番号57番は、金成地区の田4筆 4, 131 m²、

番号58番は、金成地区の田2筆 2, 607 m²、

番号59番は、金成地区の田1筆 3, 000 m²、

番号60番は、金成地区の田1筆 1, 900 m²、

番号61番は、金成地区の田1筆 2, 000 m²、

番号62番は、金成地区の田1筆 5, 242 m²、

番号63番は、金成地区の田9筆 20, 131 m²、

番号64番は、金成地区の田5筆 4, 571 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の14案件、

番号65番は、金成姫地区の田12筆 9, 968 m²、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号66番は、金成地区の田10筆 20, 185 m²、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号68番は、志波姫地区の田2筆 2, 394 m²、

番号69番は、志波姫地区の田6筆 3, 110 m²、

番号70番は、志波姫地区の田3筆 747 m²、

番号71番は、志波姫地区の田9筆 9, 497 m²、

番号72番は、志波姫地区の田1筆 892 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号73番は、志波姫地区の田2筆 3, 842㎡、及び畑1筆 630㎡、合計
4, 472㎡、

番号74番は、志波姫地区の田6筆 8, 682㎡、

番号75番は、志波姫地区の田1筆 564㎡、

番号76番は、志波姫地区の田8筆 10, 289㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定
である旨の4案件、

以上、28案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号77番から96番までの20案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号77番は、栗駒地区の田4筆 12, 054㎡、

番号78番は、栗駒地区の田1筆 3, 201㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定であ
る旨の2案件、

番号79番は、栗駒地区の田11筆 9, 530㎡、

番号80番は、栗駒地区の田1筆 2, 065㎡、

番号81番は、栗駒地区の田1筆 9, 925㎡、

番号82番は、栗駒地区の田1筆 8, 579㎡、

番号83番は、栗駒地区の田11筆 21, 720㎡、

番号84番は、栗駒地区の田2筆 5, 269㎡、

番号85番は、栗駒地区の田1筆 3, 328㎡、

番号86番は、栗駒地区の田1筆 666㎡、

番号87番は、栗駒地区の田18筆 12, 688㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定
である旨の9案件、

番号88番は、栗駒地区の田1筆 7, 082㎡、

番号89番は、栗駒地区の田3筆 1, 718㎡、

番号90番は、栗駒地区の田1筆 2, 455㎡、

番号91番は、栗駒地区の田1筆 4, 148㎡、

番号92番は、栗駒地区の田1筆 1, 272㎡、いずれも、農地中間管理事業による

新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号93番は、鶯沢地区の田9筆 8, 150㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号94番は、鶯沢地区の田26筆 33, 062㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号95番は、花山地区の田7筆 7, 726㎡、

番号96番は、花山地区の田3筆 4, 280㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、20案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から52番までの52案件、番号56番から66番までの11案件、番号68番から76番までの9案件、番号77番から96番までの20案件、併せて92案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から52番までの52案件、番号56番から66番までの11案件、番号68番から76番までの9案件、番号77番から96番までの20案件、併せて92案件については、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

初めに、配分計画の利用権を設定する者は、全て農地中間管理機構となります。

第1区の番号1番は、農用地利用集積計画の番号36番の関連案件で、一迫地区の田9筆 25, 499㎡、

番号2番は、同計画の番号37番関連案件で、一迫地区の田5筆 11, 012㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号3番は、同計画の番号38番関連案件で、一迫地区の田3筆 3, 614㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、農用地利用集積計画の番号66番の関連案件で、金成地区の田10筆 20, 185㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号5番から10番までの6案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

初めに、配分計画の利用権を設定する者は、全て農地中間管理機構となります。

第3区の番号5番は、農用地利用集積計画の番号88番の関連案件で、栗駒地区の田1筆 7, 082㎡、

番号6番は、同計画の番号89番関連案件で、栗駒地区の田3筆 1, 718㎡、

番号7番は、同計画の番号90番関連案件で、栗駒地区の田1筆 2, 455㎡、

番号8番は、同計画の番号91番関連案件で、栗駒地区の田1筆 4, 148㎡、

番号9番は、同計画の番号92番関連案件で、栗駒地区の田1筆 1, 272㎡、

いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の5案件を説明。

番号10番は、同計画の番号94番関連案件で、鶯沢地区の田26筆 33, 062㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、6案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、農用地利用配分計画についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の畑3筆 564㎡、願出地は、昭和55年ごろに隣接する食堂に駐車場として貸し出すために造成し、現在に至るものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田1筆 1, 164㎡、願出地は、昭和52年ごろに農業の労力不足のため荒廃していた農地に杉の木を植樹し現在に至るものであり、現況に併せて山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、一迫地区の田1筆 2, 161㎡、願出地は、昭和54年ごろに農業の労力不足のため荒廃していた農地に杉の木を植樹し現在に至るものであり、現況に併せて山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、一迫地区の田1筆 1, 949㎡、願出地は、昭和30年ごろから農業の労力不足のため長期間耕作されていなかった農地が山林化し現在に至るものであり、現況に併せて山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、4案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 推進委員

議案第6号 非農地証明願について、去る4月21日に4名にて農地転用等の現地調査に行っていました。

番号1番の案件については、事務局から説明があったとおりであり、現地を確認しますと、駐車場の件ですが、もう再生利用が困難と見込まれる砂利が敷かれた駐車場で、道路に面した土地でした。農地利用には無理と判断してまいりました。番号2番、3番、4番とも、森林というよりも杉の木が植林された山でありました。その杉の木もだいぶ年数が経っておりまして、もう材料として使用できるような大きな木でありました。これも農地利用には無理と、非農地判断をせざる得ないものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、次に、第3区の番号5番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号5番は、栗駒地区の田1筆 376㎡、願出地は、昭和60年ごろに願出人の先代が所有していたころにアスファルト舗装等の造成が行われ、それ以降は貸駐車場として利用され現在に至っているものであり、以前の転用許可の書類等は存在せず、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、伊藤 重行 推進委員 推進委員から報告願います。

伊藤 重行 推進委員

議案第6号 非農地証明願について、去る4月22日に4名にて調査してまいりました、番号5番については、ただ今、事務局から説明と資料の航空写真のとおり、駐車場として利用されており、舗装整備もされておりましたので、農地への復元は難しい判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、番号1番から5番までの5案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から5番までの5案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第4回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時 16分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員